１　農業者等向けの特例措置内容

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 経営体育成強化資金（負担軽減に係るものに限ります）
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、現に農業粗収益、所得率又は純利益額が前期に比して悪化していることを公庫が確認できた方
具体的な措置内容	① 金利負担軽減措置 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初５年間の金利負担が軽減されます。 ② 実質無担保・無保証人措置 実質無担保・無保証人（※）となります。

２　林業者等向けの特例措置内容

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方
具体的な措置内容	① 金利負担軽減措置 全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成することで、融資当初 10 年間の金利負担が軽減されます。 ② 実質無担保・無保証人措置（農林漁業セーフティネット資金のみ） 実質無担保・無保証人（※）となります。

３　漁業者等向け特例措置内容

対象資金	農林漁業セーフティネット資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、現に漁業粗収益、所得率又は純利益額が前期に比して悪化していることを公庫が確認できた方
具体的な措置内容	① 金利負担軽減措置 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初５年間の金利負担が軽減されます。 ② 実質無担保・無保証人措置 実質無担保・無保証人（※）となります。

（※）保証人は同一経営の範囲内のみに限る貸付けとなります。